

第1条（会員）

本人会員は、BRILLIANT CARD会員特約（以下「本特約」という）及びセディナCFカード会員規約（以下「会員規約」という）を承認の上、入会を申し込みます。

第2条（提携会社）

会員規約第1条の提携会社をAs-meエステール株式会社（以下「As-meエステール」という）とします。

第3条（カードショッピングの利用額の支払方法）

- (1) 会員規約第22条(1)①の加盟店（As-meエステール及びAs-meエステールと特約する加盟店）において指定できる支払方法は、一括払い・2回払い・ボーナス一括払い・ボーナス2回払い・均等分割払い・ボーナス併用分割払い・リボルビング払いです。
- (2) (1)の均等分割払い・リボルビング払いを指定した場合の支払回数・支払期間・実質年率・手数料は次の通りです。

①一括払い・2回払い・ボーナス一括払い・ボーナス2回払い：手数料はいただきません（実質年率0.00%）。

※ボーナス一括払い：次の期間にご利用いただけます。支払期間は2ヵ月から10ヵ月です。

シーズン	お取扱期間	お支払日（各月とも26日が支払日です）
夏のボーナス一括払い	10/1～翌年4/30	6月・7月・8月
冬のボーナス一括払い	5/1～9/30	12月または翌年1月

※ボーナス2回払い：年2回のボーナスの時に、ご利用代金の1/2ずつをお支払いいただく方法です。支払期間は8ヵ月から15ヵ月です。

シーズン	お取扱期間	お支払日（各月とも26日が支払日です）
夏・冬のボーナス2回払い	10/1～翌年4/30	6月・7月・8月と12月または翌年1月
冬・夏のボーナス2回払い	5/1～9/30	12月または翌年1月と6月・7月・8月

②均等分割払い：支払回数・支払期間・実質年率・手数料は下表に基づき、お支払いいただく支払総額は利用代金に手数料を加算した額となります。なお、分割支払額の算出方法は分割支払額単位を100円とし、支払回数2回目以降の下2桁の端数は初回に加算します。ただし、なお書以降において会社が認めた場合は、分割支払額単位を1円とします。

支 払 回 数 （ 回 ）	3	6	10	12	15	18	20
支 払 期 間 （ カ 月 ）	3	6	10	12	15	18	20
実 質 年 率 （ % ）	10.76	12.24	12.88	13.03	13.16	13.23	13.25
利 用 代 金 1 0 0 円 あ た り の 手 数 料 の 額 （ 円 ）	1.80	3.60	6.00	7.20	9.00	10.80	12.00

支 払 回 数 （ 回 ）	24	30	36	42	48	54	60
支 払 期 間 （ カ 月 ）	24	30	36	42	48	54	60
実 質 年 率 （ % ）	13.26	13.23	13.17	13.10	13.01	12.92	12.83
利 用 代 金 1 0 0 円 あ た り の 手 数 料 の 額 （ 円 ）	14.40	18.00	21.60	25.20	28.80	32.40	36.00

（例）利用代金100,000円 10回払い（頭金なし）の場合

手数料 100,000円×6.00円/100円=6,000円

支払総額 100,000円+6,000円=106,000円

③リボルビング払い（残高スライド方式）：毎月の支払額は締切日の利用残高に応じ下表に基づき、当該支払額には利用残高に対する実質年率12.00%の手数料を含みます。また、当該利用残高に手数料を加算した額が5,000円未満になった場合はその残債務全額を、利用残高が会社所定の限度額を超過した場合はその超過額全額、または会社の定める金額と毎月の所定支払額を合算した額をお支払いいただきます。

ご 利 用 残 高	毎月のお支払額
100,000円以下	5,000円
100,001円以上 200,000円以下	10,000円
200,001円以上 300,000円以下	20,000円
300,001円以上 500,000円以下	30,000円
500,001円以上 1,000,000円以下	40,000円
1,000,001円以上 1,500,000円以下	50,000円
1,500,001円以上 2,000,000円以下	70,000円

（例）利用残高200,000円の場合

毎月の支払額 10,000円

手数料充当金 $200,000円 \times 12.00\% / 12カ月 = 2,000円$

利用代金充当金 $10,000円 - 2,000円 = 8,000円$

④スキップ払い：一括払い・2回払い・均等分割払いを指定した場合、会員の約定初回支払月を任意に最高6ヵ月まで繰り延べるスキップ払いを併用することができます。

第4条（規約の適用等）

- (1) 会員は、本特約に定めのない事項については、会員規約が適用されることをあらかじめ承認します。また、本特約が会員規約と重複する事項については、本特約を優先します。
- (2) 会員規約第19条の規定は、本特約を変更する場合にこれを準用します。

カードは、ご予算に合わせて計画的にご利用ください。

SMB Cファイナンスサービス株式会社

〒460-8670 名古屋市中区丸の内三丁目23番20号